

感染症対策委員会設置要綱

(目的)

第1条 鳥取県立鳥取療育園院内感染対策指針に基づき、療育園内における院内感染の予防及び発生時における適切な対策を講ずることを目的に感染対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。この要綱では、委員会を円滑に運営するために必要な事項を定める。

(委員会の組織)

第2条 委員会の委員は、園長が指名する。

- ① 園長ないしは次長
- ② 看護師
- ③ その他必要と認める職員

- (1) 委員会の委員長は医師をもって充てる。
- (2) 委員会は委員長が招集し、検討すべき事項等は、各委員にあらかじめ通知する。
- (3) 委員会は、所掌事務に係る検討を行うため、随時会議を開催する。

(所掌事務)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌し、その事項について調査、研究、検討及び企画・立案を行う。

- (1) 院内感染に対する予防的措置の計画・実施。
- (2) 院内感染対策マニュアルの作成、改定及び職員への通知。
- (3) 感染症法に基づき、必要時には鳥取市保健所への届出を行うこと。
- (4) その他院内感染対策に必要な計画の立案・実施。
- (5) 院内感染の予防に関する職員研修（年2回程度）の企画、立案。

(職員の責務)

第4条 職員は、委員会が円滑に運営できるよう、委員会の求めに積極的に協力しなければならない。

(参考人)

第5条 委員長は、必要と認めるときは、関係職員及び職員以外の関係者の出席を求め、意見を聴取することができる。

附 則

- この要綱は、令和4年2月18日をもって施行する。
- この要綱は、令和5年5月19日をもって施行する。
- この要綱は、令和6年6月21日をもって施行する。